

## 鹿沼市自治会連合会会則

(名称及び所在)

第1条 本会は、鹿沼市自治会連合会と称し、事務所を鹿沼市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は、鹿沼市内の自治会をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、各自治組織の健全な発展を期するため、相互の親睦及び連絡強化を図り、市の発展と市民福祉の増進に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 自治組織の発展向上を図るための調査研究
- (2) 市及び他の公共団体や関係団体との連絡と協力に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 6名  |
| (3) 会計  | 2名  |
| (4) 理事  | 若干名 |
| (5) 監事  | 3名  |

(役員を選出)

第6条 会長、副会長及び会計は理事の中から、監事は会員の中から、理事会において選出する。

2 理事は、別に定める地区毎に選出する。

(役員承認)

第7条 前項で選出された役員は総会で承認を受けるものとする。

(役員任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の会計事務にあたる。

4 理事は、本会の事業の推進にあたる。

5 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、定期総会、三役会及び理事会とする。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、理事会の議決又は構成員の2分の1以上の要請があったとき開催する。

4 三役会、理事会は必要に応じ開催する。

5 会議は、すべて会長が招集する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 会則の改廃に関する事

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) その他会長が必要と認める事項

(三役会)

第12条 三役会は、次の事項を審議する。

(1) 本会の事業及び運営に関し、特に協議を要する事項

(2) 会長が必要と認め、かつ緊急を要する事項

(3) 理事会の委任を受けた事項

(理事会)

第13条 理事会は次の事項を審議する。

(1) 連合会の会務の運営と執行に関する事項

(2) 総会に付議する事項

(3) その他会長が必要と認める事項

(専門部会)

第14条 本会の事業を円滑に実施するため、理事会内に、次の各号に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

(1) 「総務部会」

本会の運営、財政、企画及び他の部会に属さないこと

(2)「社会部会」

交通安全、防犯、防災、青少年健全育成その他の地域社会づくりの推進に関すること

(3)「生活環境部会」

公害防止、清掃、緑化推進、都市の整備その他生活環境の美化に関すること

(4)「広報部会」

本会会報の発行及び啓蒙に関すること

- 2 理事はそれぞれ1箇の部会に属するものとし、部会の所属は、毎年度初めに理事会で決める。
- 3 各部会に部会長及び副部会長各1人をおき、部会員が互選する。
- 4 部会は、部会長が招集し会議を主宰する。
- 5 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長に通知するとともに、部会の経過及び結果を理事会に報告しなければならない。

(特別委員会)

第15条 本会の運営に関し、特別な調査・研究が必要な場合には、理事会に特別委員会を設置することができる。

- 2 委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員が互選する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。
- 5 委員の委嘱及び審議経過並びに結果は、理事会に報告しなければならない。

(会議の運営)

第16条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 総会の議長は、役員以外の会員から選出し、他の会議の議長は会長があたる。

(議事の表決)

第17条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(地区協議会)

第18条 各自治会の相互連絡機関として地区協議会を置く。

中央地区	久保町、銀座1丁目、銀座2丁目、今宮町、仲町、麻苧町、石橋町、下材木町、寺町、蓬萊町、三幸町、鳥居跡町、下横町、西鹿沼町、日吉町、花岡町、日吉台団地
東部地区	万町、朝日町、末広町、東末広町、中田町、下田町1丁目、下田町2丁目、貝島町、上野町、府所町、府中町、府所本町
北部地区	御成橋町、泉町、睦町、戸張町、千手町、上材木町、天神町、文化橋町、上田町、坂田山
菊沢地区	玉田町、見野、下遠部、富岡、武子、武子ニュータウン、下武子町、下武子城山、古賀志町、高谷、仁神堂町、栃窪、千渡
東大芦地区	酒野谷、下日向、上日向、深岩、笹原田、下沢、引田
北押原地区	村井町、上殿町、樅山町、塩山町、奈佐原町、日光奈良部町、下奈良部町、上奈良部町、みなみ町
板荷地区	板荷1区、板荷2区、板荷3区、板荷4区、板荷5区、板荷6区、板荷7区、板荷8区、板荷9区
西大芦地区	西大芦1区、西大芦2区、西大芦3区、西大芦4区、西大芦5区、西大芦6区、西大芦8区
加蘇地区	野尻、加園、加園上、下久我、上久我第1、上久我第2
北犬飼地区	上石川1区、上石川2区、茂呂、白桑田、深津、下石川、池ノ森、松原
東部台地区	晃望台、東町、幸町1丁目、幸町2丁目、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、西茂呂北、西茂呂南、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目
南摩地区	佐目町、油田町、下南摩町、西沢町1区、西沢町2区、上南摩町、旭が丘
南押原地区	楡木開運町、楡木寿町、楡木日之出町、磯町、野沢町、亀和田町、北赤塚町、藤江町、南上野町、大和田町
栗野地区	笠場、新宿、下の沢、下町、なか町、上町柏木、叶桑沢、横町、中妻、三坪、日渡路、中栗野、入栗野
粕尾地区	下粕尾、中粕尾、上粕尾
永野地区	下永野、上永野
清洲地区	久野、深程、北半田

2 各地区の代表者は地区毎に選出し、管理運営等についてはそれぞれの地区独自による。

(経費)

第19条 本会の経費は、市交付金、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この会則は、昭和62年4月6日から施行する。

(経過措置)

2 設立当初の副会長の数は、第5条の規定にかかわらず5人とする。

3 設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この会則は、平成14年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月23日から施行する。

## 鹿沼市自治会連合会表彰規程

第1条 本会加盟の自治会の会長、副会長及び会計の職にある者又はあった者で、次の各号の一に該当する者は、これを表彰する。

- (1) 4年以上自治会長の職にある者又はあった者
- (2) 6年以上副会長及び会計の職にある者又はあった者
- (3) その他本会の運営に特に功績顕著であると認められる者

第2条 在職年数は、毎年4月1日を基準日として計算し、1年に満たない場合は、これを切り捨てる。

- 2 在職年数は、中断したときでもこれを通算する。
- 3 第1条第1号及び第2号に規定する職にあつては、各号に規定する職の在職年数は通算する。ただし、上位の職には、規定の2分の1以上在職しなければならない。
- 4 在職年数の起算日は、昭和23年4月1日とする。

第3条 表彰該当者は、自治会長の報告又は推薦に基づき会長において調査し、理事会に諮って決定する。

第4条 表彰は、毎年通常総会において行い、表彰状に記念品を添えるものとする。

第5条 本規程の施行に関して、必要なことは会長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月6日から施行する。

## ☆その他、栃木県自治会連合会、栃木県知事、全国自治会連合会の表彰について

### 栃木県自治会連合会自治振興功労者表彰要領（一部抜粋）

（表彰の範囲）

第3条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 自治組織傘下の単位自治会、町内会、区等（以下「自治会」という。）の長に通算して10年以上在職した者。ただし、既に表彰された者を除く。
- (2) 自治会の育成又は活動促進に特に貢献したと認められる者。

## 栃木県自治会活動功労者知事表彰要綱（一部抜粋）

（表彰の対象者）

第2条 この表彰は、次の各号の一つに該当し、現在もその職にある者に対し行うものとする。

- (1) 自治会等の代表者として通算して20年以上在職し、自治会等の維持、発展に多大な功績があると認められる者。
- (2) 市町村を単位とする自治会等の連合組織の代表者として通算15年以上在職し、連合組織の維持、発展に多大な功績があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、同等の功績があると認められる者

## 全国自治会連合会表彰規程（一部抜粋）

（表彰の対象者）

第2条 表彰の対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 住民自治組織の発展向上について、特にその功績の著しい者
- (2) 本会事業の達成のため貢献し、特にその功績の著しい者
- (3) その他会長が特に功績が顕著と認めた者

☆上記規程を受けて、栃木県自治会連合会で全国自治会連合会の表彰推進について、次のとおり内規を規程している。

## 全国自治会連合会表彰推進に関する内規（一部抜粋）

（推薦の対象者）

第2条 推薦の対象者は、全国自治会連合会表彰規程の第2条に該当する者のうち、次の各号に一に該当する者とする。

- (1) 連合会に加盟する自治会、町内会、区長会等の連合組織（以下「自治組織」という。）の長に通算して3年以上在職した者。ただし、既に表彰された者を除く。
- (2) 前号に掲げる者のほか、自治組織傘下の単位自治会、町内会、区等（以下「自治会」という。）の育成又は活動促進について前号に掲げる者と同等の顕著な功績があったと認められる者。ただし、既に表彰された者を除く。

## 鹿沼市自治会連合会弔慰規程

第1条 この規程は、本会加入の自治会相互の親睦を図るため、弔慰金及び見舞金について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 弔慰金及び見舞金を呈する範囲は、単位自治会の会長、本会運営について、特に功労のあった者及び単位自治会とする。

第3条 前条に基づく者が死亡した場合の弔慰金は、次の区分により行うものとする。

(1) 自治会長 花輪もしくは生花 1 香典 10,000円

(2) その他の者 // 10,000円

第4条 第2条に規定する者が次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額の見舞金を呈するものとする

(1) 傷病により1週間以上の入院又は2週間以上の自宅療養

5,000円

(2) 火災、風水害その他非常災害により住居又は、家財に損害を受けたとき

10,000円以内

2 自然災害により自治会区域が被害を受けた場合には、当該自治会に対し災害見舞金を呈するものとする。

災害見舞金は鹿沼市自治会連合会災害見舞金支給要綱に定める金額とする。

第5条 前条の見舞金については、会長が適当と認めるときは、同価格の物品をもってこれにかえることができる。

第6条 この規程に基づいて贈呈された金品に対しては、一切返礼しないものとする。

第7条 各地区協議会は、この規程に該当する事由が生じた場合は、速やかに事務局に通報し、事務局は直ちにこの旨を会長に伝達するものとする。

第8条 この規程の施行に関し必要な事務は、会長の命を受けて事務局において行うものとする。

附 則

この規程は、昭和62年4月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 鹿沼市自治会連合会運営内規

- 1 表彰及び感謝状贈呈について
  - (1) 会長、副会長、会計以下の役員の表彰  
それぞれの表彰基準により、各地区協議会において行うものとする。
  - (2) 感謝状の贈呈  
会長が6年、副会長・会計が8年以上在職し退職したときに、感謝状を贈呈する。
- 2 記章の着用について
  - (1) 制式  
現品の通りとする。
  - (2) 交付  
記章自治会長に交付する。
  - (3) 着用の位置  
左胸部に着用する。
  - (4) 紛失または破損  
記章を紛失または破損したときは、実費を徴収し、再交付する。
  - (5) 記章の引継ぎ  
自治会長の職を辞したとき、または死亡したときは、後任者に引き継ぐ。
- 3 出張旅費の支給について  
会務のために出張する役員、会員及び職員に旅費を支給する。
  - (1) 市外へ会務のために出張旅行をした場合、鹿沼市の旅費に関する条例により算出した額を支給する。
  - (2) 旅費の支給日は、会長の判断による。
- 4 会議等の出席に係わる交通費の支給について  
会議等の出席に係る交通費は、三役会、理事会、監査、専門部会に出席する理事及び監事に1回1,000円を、総会に出席する自治会長にあっては1回2,000円を支給する。但し、会議等が同日に開催される場合には、重複して支給しない。

### 附則

この運営内規は、昭和62年4月20日から施行する。

### 附則

この運営内規は、平成22年4月1日から施行する。

### 附則

この運営内規は、平成26年4月17日から施行する。

## 自治会加入促進基本綱領

(自治会活動は、会員のより良い生活のため)

1. 自治会への加入及び活動への参画は、自治会住民が自主的、主体的に、かつ心豊かに行うものであり、居住する地域及び自治会を住みやすくし、安心・安全な生活環境を創出するために必要不可欠であり、大変重要なことです。

(自治会員間の尊重し合う心を醸成するため)

1. 自治会員は、上下関係を有するものではなく、思いやりと相互理解の精神をもって信頼関係を築き、互いを尊重し活動しましょう。

(加入促進及び勧誘活動は単位自治会が主体的に取り組む)

1. 自治会への加入促進及び勧誘活動は、自治会活動の基本的かつ根幹をなす活動であり、各自治会が責任を持って、積極的に取り組みましょう。

(地区自治会協議会、自治会連合会及び関係機関との連携)

1. 地区自治会協議会及び自治会連合会は、各自治会の加入促進及び勧誘活動を支援し、情報の共有化や水平展開、行政をはじめとする関係機関との連携を強固に各種支援策を推進します。

附 則

この綱領は、令和4年2月17日から施行する。